

2026年 えびす保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人恵美寿福祉会
所 在 地	大阪市住之江区東加賀屋4丁目3-15
電 話 番 号	06-6686-0081
代表者氏名	理事長 辻本 憲吾

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育園
施 設 の 名 称	えびす保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区東加賀屋4丁目3-15
連 絡 先	電話番号 06-6686-0081 FAX 06-6686-5100
管 理 者	園長 辻本 愛子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 12人 2歳児 15人 3歳児 18人 4歳児 18人 5歳児 18人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 59人 満1歳以上満3歳未満の児童 35人 満1歳未満の児童 6人
HP URL	https://ebisuhoikuen.com/
開 設 年 月 日	平成16年 5月 1日
事 業 所 番 号	2710051004416

3 施設の目的・運営方針

恵美寿保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		505.84 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	延べ面積	205.88 m ²
園 庭		地上園庭 159.90 m ² . 屋上 159.10 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	さくらんぼ組 (0 歳児クラス)・いちご組 (1 歳児クラス)、りんご組 (2 歳児クラス)、もも組 (3 歳児クラス)、かき組 (4 歳児クラス)・ぶどう組 (5 歳児クラス) について各 1 室、便所併設
職員更衣室	1 室	園舎内
調理室	1 室	園舎内
事務室	1 室	園舎内
便所・大人用	3 か所	園舎内

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針 (平成 29 年 3 月 31 日厚労告示 117 号) を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

- (2) 当園では生活や遊びを通して社会性を身につけ、成長に合わせた保育を行うことで心身共に健康な成長を願いその基礎作りを行っています。

(3) 送迎

保護者による送迎を定めています。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	
主任保育士	園の保育全般の管理 保育士の統括	1	1	
保育士	園児の保育	21	14	7
調理員	給食、おやつ調理	4	2	2
管理作業員	園舎の管理全般			1

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規職員の勤務時間帯（月～金 7:30～18:30、土は8:00～16:00） 勤務日、勤務時間帯はシフト及び、職務の都合上により異なります。
主任保育士	
保育士	
管理作業員	
管理栄養士	月～金 8:00～16:30
調理員	月～金 8:00～16:30 ローテーションあり。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始及び祝祭日は休園となります。

※ 年間行事表参照

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(3) 認定時間外保育事業に係る利用者負担（超過保育料）については別紙を参照ください。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び管理栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

業務委託（調理業務は株式会社プロバイダーが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する月～土は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に

食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃
1歳児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃
2歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		11時45分頃	15時頃
4歳児		12時00分頃	15時頃
5歳児		12時00分頃	15時頃

※ 献立表は毎月 HP にてお知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

アレルギー児童保護者に管理栄養士の個別懇談を行います。

医師の診断書に沿った対応を行います。

(4) 管理栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	森田医院
医院長名	森田 恵
所在地	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5-23
電話番号	06-6682-2397

(2) 歯科

医療機関の名称	つじもと歯科
医院長名	辻本 憲吾
所在地	大阪市住之江区粉浜西1丁目1-16 パールスクエアビル1F
電話番号	06-6676-3456

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、近隣の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 原田博美 責任者 辻本愛子 ・ご利用時間 午前7:30～ 午後18:30 ・電話番号 06-6686-0081 - FAX 06-6686-5100	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育連盟 会長

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では以下の保険に加入して万が一の事故に賠償責任対応します。

保険の種類	東京海上日動火災保険 大型施設損害賠償保険
保険の内容	園児、来訪者、従業員に対する賠償責任保険
保険金額	施設・エレベーター・生産物 対人・1名2億円、 1事故10億円 対物・1事故200万円

20 園児の利用状況（令和8年4月1日現在）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	6人	6人	3人
1歳児	18人	15人	15人
2歳児	18人	17人	18人
3歳児	19人	17人	19人
4歳児	20人	17人	18人
5歳児	18人	20人	17人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年9月	WAMNETにて公表予定
自己評価の実施状況	検討中	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

令和 8 年度

えびす保育園

項目	内容負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費(3.4.5 才児)	2 号認定の子どもの 主食費	月額 2800 円
幼児副食費(3.4.5 才児)	副食費	月額 4800 円
制服等代	スモック	3230 円
	カラー帽子(0.1.2 才児)	1080 円
	カラー帽子(3.4.5 才児)	1040 円
	通園リュック(3 才児以上)	4400 円
	体操服半袖(3 才児以上)	2310 円
	体操服ハーフパンツ(3 才児以上)	2210 円
用品代 * 連絡帳なくなり次第購入になります	連絡帳(0.1.2 才児)	一冊 430 円
	出席ノート(3.4.5 才児)	450 円
	クレパス (1.2.3.4.5 才児)	850 円
	のり (3.4.5 才児)	220 円
	はさみ (3.4.5 才児)	520 円
	お道具箱 (3.4.5 才児)	770 円
	ピアニカ吹き口(3才児)	420 円
	卒園アルバム(5 才児)	5500 円
	名前ゴム印	400 円
行事費 教材費 ※新年度に徴収します。 ・ 0 才～1 才・現金徴収 ・ 2 才～5 才・ ゆうち よ口座にて口座振	* 年間行事に係る費用	0.1 才児 6500 円
	七夕・夏のお楽しみ会・運動会	2 才児 7000 円
	クリスマス会・人形劇	3 才児 8000 円
	いも堀り・すいか割り(3.4.5 才児のみ)	4 才児 8500 円
	* 教材費 画用紙・折り紙・絵具など教材類	5 才児 9500 円
	日本スポーツ振興センター	210 円
バス遠足	バス代・入館料(4・5才児) * 参加者のみ	前回 海遊館 2940 円
教育推進費 * 参加者のみ	ヤマハ講師の音楽教室(4・5才児)	月額 1000 円
	YTS スポーツ教室(3・4・5才児)	月額 900 円
	セイハ英語学院(2 才児)	月額 700 円
	セイハ英語学院(3 才児)	月額 800 円
	セイハ英語学院(4 才児)	月額 900 円
	セイハ英語学院(5 才児)	月額 1000 円
超過保育料金	認定時間すぎた場合	10 分ごとに 300 円

* 金額については、価格・消費税の変動により変更になる場合があります